

令和5年高島市農業委員会第3回総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月13日（月）
午後1時30分から午後2時50分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 9・10
- 3 出席委員（18人）

会長	6番	中田正敏
副会長	9番	地村満信
	1番	左崎 泉
	2番	松村茂與門
	3番	水口 淳
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
	7番	前川高康
	8番	岡本義治
	10番	中川幸雄
	11番	西澤恵美子
	12番	日置克己（議事録署名委員）
	13番	高城伸司（議事録署名委員）
	14番	山田善嗣
	15番	萬木喜代次
	16番	小島 明
	18番	東村定典
	19番	河原林幸和
- 4 欠席委員 17番 足立哲夫
- 5 遅参した委員 15番 萬木喜代次
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和（省略）
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和4年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第3回会長会について

- 第 2 第 4 2 回（令和 4 年度）高島農業振興大会について
- 第 3 報告第 5 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 4 報告第 6 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第 1 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 1 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 1 6 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 9 議案第 1 7 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第 1 0 議案第 1 8 号 高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定について

5. 協議事項

- (1) 高島市農産ブランド認証委員会委員の推薦について
- (2) 高島市学校給食運営委員会委員の推薦について

6. 連絡事項

- (1) 高島市農業委員会地域間交流を通じた研修会について

【朽木・安曇川、新旭地区】

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 1 5 日（水） 午前 9 時 3 0 分～
- ・ 集合場所 高島市役所東側駐車場
高島市役所 朽木支所

【マキノ、今津、高島地区】

- ・ 日 時 令和 5 年 3 月 1 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～
- ・ 集合場所 高島市役所東側駐車場
高島市役所 今津支所
マキノ公民館（マキノ土に学ぶ里研修センター）

- (2) 令和 5 年第 4 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 4 月 1 0 日（月） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9・1 0

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	次長	中川美知夫
	主事	堀居 祐圭
	主事	峯森 有紀

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	中川美知夫
	局次長	安原 忍
	参事	青谷 和夫

参事 前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和5年第3回高島市農業委員会総会の開会をお願いいたします。 本日は、18名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 なお、欠席の委員は、17番 足立委員です。また、15番 萬木委員は遅れるとの連絡が入っております。 続きまして、総会開会前の連絡事項を申し上げます。 本日の案件は、報告事項2件、報告案件4件、農地法に基づく許可等案件として第3条案件3件、第4条案件2件、第5条案件7件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件157件、農業経営改善計画認定案件1件、その他、要領の制定について1件、以上177件につきまして、ご審議いただくことになっておりますが、本日の総会では、コロナウイルス感染症対策の観点から、農業委員会憲章の唱和、および議案朗読を省略させていただきます。 また、議案説明につきましてもできる限り短縮をさせていただきますので、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 なお、事前お渡しさせていただいております議案書につきまして訂正をお願いいたします。 議案日程 第2 報告事項 第3 「令和4年度第8回高島市農産ブランド認証委員会について」は、認証委員会が開催されませんでしたので、報告はございません。申し訳ありません。 次に、議事参与の制限についてお願いを致します。本日、審議をいただきます議事日程 第5 議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」の議案は、■■■■番：■■■■委員 に、議事日程 第8 議案第16号「高島市農用地利用集積計画の決定について」の議案は、■■番：■■■■委員、■■番：■■■■委員、■■■■番：■■■■委員に退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 次に、本日、委員のお手元に「令和5年第3回高島市農業委員会総会 参考資料」を配布させていただいております。ご確認をお願いします。
-----	--

	また、議案第１８号 高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定についての議案ならびに耕作放棄地等の非農地判断マニュアルにつきましても配布させていただいております。併せて、ご確認をお願いします。 なお、１月総会における「令和４年農地の賃借料情報」についての資料ですが、最低数値に一部誤りがございまして、本日修正したものを配布させていただいております。「広報たかしま」にも掲載させていただいておりますので、４月号におきまして訂正とお詫びをさせていただきます。大変、申し訳ございませんでした。 本日の参考資料につきましては、個人情報が含まれているものにつきましては回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、総会の開会に際し、中田会長が挨拶を申し上げます。
会長	《会 長 挨 拶》
事務局	これより後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、中田会長にお願いいたします。
会長	それでは、これより、「令和５年 第３回 高島市農業委員会総会」を開会します。
会長	それでは、本日の議事日程に従い、会議を進めます。
会長	日程第１「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。
会長	本日の総会の議事録署名委員には、１２番 日置克己委員、１３番 高城伸司委員を指名します。
会長	次に、日程第２「報告事項」を議題といたします。
会長	第１「令和４年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第３回会長会について」私から報告を行います。
会長	去る２月１６日に甲賀市まちづくり活動センターにおきまして、第３回の令和４年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会がございました。議事事項につきましては、滋賀県都市農業委員会連絡協議会規約の一部改正

	について、それから2つ目には、令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会役員について、それと報告事項といたしまして、令和4年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会業務報告及び収支決算見込について、報告事項2といたしまして、令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会事業計画及び収支予算について、それぞれ報告されました。次に県農政課及び県農業会議から指導連絡事項がございました。ただいまご報告申し上げました内容の中、第2号議案で令和5年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会役員の人事異動がございまして、令和5年度につきましては高島市が会長職を担うこととなりました。これにつきましては県内の13の市でローテーションのうえ輪番していくということでございます。それを含めまして今年の6月の予定でございますけれども、高島市を会場といたしました現地の研修会を開催するとのことです。準備をいただきたいと思います。以上、大変簡単な報告で恐縮でございますけれども、都市連の報告と代えさせていただきます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第2「第42回(令和4年度)高島農業振興大会について」事務局から報告を行います。
事務局	それでは、第42回高島農業振興大会についてご報告申し上げます。去る令和5年3月3日(日)午後1時30分から4時まで新旭公民館で開催されました。主催は高島地域農業センター、高島市農業再生協議会でございます。目的としましては、持続可能な次世代につながる高島農業の振興を図ること、良質米づくり推進大会としてみずかがみ等の優良品種の栽培拡大を図ることを目的としております。内容といたしましては、活動事例発表として、中捨いちご園の中捨頌一郎さんによる「持続可能な農業とは耐候性パイプハウス、少量土壌培地耕システムの自主施工によるイチゴ栽培」、農業委員である水口ファーム水口淳さんによる「次世代につなぐ地域資源を生かした循環型里山農業」、広域たかしま知内の運営委員である鳥居庄市さんによる「魚のゆりかご水田プロジェクトの取り組み」についてそれぞれ発表がありました。また基調講演といたしまして、日本農業新聞論説委員の細谷章さんから「今後の農業の行方を探る」と題しての講演がございました。当日の発表内容等資料がまとまったものがございます。こちら

	につきましては、資料に若干の余りがあり、必要な方におかれましてはご用意することができますので、お申し出ください。 以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第2「報告事項」を終わります。
会長	次に、日程第3 報告第5号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	4ページをご覧ください。 報告第5号 番号1 本件は、湿田で耕作することが困難な農地であるため、盛り土を行い、畑として利用し、自家用野菜などを栽培する計画を立てています。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、 令和5年2月8日に形状変更に同意しましたので、ご報告いたします。 届出位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから2ページをご参照ください。なお、写真に石物のようなものが写っておりますが、田畑転換される範囲には含まれておりません。赤の線は石物を含まない範囲で引くべきところでした。申し訳ありません。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第3「報告第5号」を終わります。
会長	次に、日程第4 報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」を

事務局	議題といたします。事務局からの説明を求めます。 5 ページをお開きください。 報告第 6 号 農地の転用事実に関する照会について 本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会があった件について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第 4 「報告第 6 号」を終わります。
会長	次に、日程第 5 議案第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	それでは、説明に入ります。6 ページをお開きください。 高島市 農委議案 第 1 3 号 農地法 第 3 条の規定による許可申請について 7 ページをご覧ください。 1. 所有権の移転 番号 1 申請地は、譲渡人において、不整形で狭小地のため、利用効率の悪い農地であるため、隣接土地所有者で作業管理が行い易い譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 なお、今回の農地については、以前から自己所有の農地も含めて譲受人が耕作されています。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集 3 ページから 4 ページをご参照ください。

松村委員	以上です。 2番 松村です。この案件につきまして現地を確認いたしました。いま事務局から説明のありましたように、譲受人がかなり前から一体的に耕作されておられます。畦畔も取り払われています。問題ないと思います。どうかご審議よろしくお願いします。
事務局	番号2 申請地は、譲渡人において、相続のため所有権を持ったものの、今後の耕作を継続していくことが難しく、農地を売却したいと考えていたところ、農業の規模拡大を目指す譲受人に売買の申出をしたところ、話がまとまり所有権移転するものです。 現況は、低木・ススキ状のものが生えておりますが、譲受人において、復元する旨の計画書を提出いただいております。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから8ページをご参照ください。 以上です。
日置委員	12番 日置でございます。この農地につきましては、長年、果樹や野菜を作っておられまして、地目は田ですけれども。説明によりますと原状を復元してやるということですから、その辺りを判断していただいてご審議願います。 以上です。
事務局	番号3 申請地は、譲渡人において、売却した宅地、家に隣接する畑についても、譲受人に売買の申出をしたところ、畑として野菜を作りたいとの意向から話がまとまり所有権移転するものです。 譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集8ページから10ページをご参照ください。

	以上です。
山田委員	14番 山田です。申請内容につきましては、いま事務局から説明のあったとおりでございます。現地も確認させていただきましたし、特に問題ないものと思います。よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号3の案件について、審議します。
会長	法第31条第1項の規定により、 番 委員の退席を求めます。 (委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号3の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、 「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号3の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (委員 入場・着席)
会長	次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1、番号2の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。

高木委員	4番 高木です。番号2の案件、譲受人の住所はどちらですか。これ実際安曇川で、先ほど日置委員が言われたように原状復元してやるということですが、できる可能性はあるのでしょうか。少し疑問に思いまして。
事務局	お答えします。今回、土地の所在が安曇川町で譲受人はマキノの方です。復元計画書もついておりまして、実際譲受人が復元してから耕作いたしますという書類を提出いただいておりますので、確かに耕作していただけると考えております。
高木委員	実際、計画書が作っていて最終的に実行されるかどうかについて知りたい。マキノの北地区でも問題となっておりますのですが、農地を譲り受けた後、地主が耕作放棄したままの農地がたくさんありますしね。その辺りどうだろうと疑問に思って質問しました。
事務局	確かに復元計画書も提出していただいておりますので、そこは事務局といたしましても、確かに農地が復元されているかどうかを見極めまして、今後現場確認をしていきたいと考えております。
日置委員	復元とのことですが、現状は果樹も植わってるし畑としてずっと利用されているこの場所ね。一部は荒れていますけれども。田として復元されるということですが、実際地目は田なのでそのようにやっていただければ問題ないと思います。
地村副会長	私もこの近くに田がありましてこの辺を通るのですけれども、この写真のとおりひどい田んぼです。現状これを復元するとのことで大変な仕事かなと思います。事務局で経過観察いただいて指導いただく。現状はひどい田んぼです。目で見ると。
事務局	申請書で栽培予定作物としては水稻となっており、復元した後に耕作をされとの計画ですので、今後の状況を見極めながら、適正な指導を行っていきたいと考えております。
高木委員	今そのように言われましたけれども、何年かかるのか。せめて何年以内とか期日を決めていただかないと、一つ一つ片付いていかないと思うのですけれども。その方に指導するとか。ただ（復元計画書）出したらよいというのでは。実際、期日を決めておかないとマキノの北部でも（放ったま

事務局	まの農地が) たくさんあるのです。どうしたら農業委員として正しいことができるかと。これから先のことを考えたら、ある程度、気をつけなさいと取り締まるような形でお願いしたいなということを切に希望します。 復元計画書の中で復元時期を令和5年5月末との記載があります。今から2か月と少しございますが、復元されてから耕作されるという予定でございますので、そこは今後、判断していきたいと考えます。
事務局長	ただいまの高木委員のご懸念は当然のことであると私も考えております。その中で計画書として書類が一枚出てきますと、書類は出して終わりということはございませんでして、事務局といたしましても今後の経過を把握していきたいと考えております。ただ、許可の要件といたしましては、ある一定計画が出てまいりますと法的には不許可ということにはならないというジレンマもございますが、農業委員会事務局といたしましても追跡していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。
会長	3条許可の場合、3年3作の誓約書が提出されております。3年間、耕作ができているかどうかにつきましては、事務局で確認いたします。当然それに関しましては地域の農業委員、本件の場合は日置委員のご協力もいただきながら、耕作状況を把握していくということでございますし、3年間、耕作をされない場合には別の要件でございますので、その点につきましてはお含みをいただきたいと考えてところです。
会長	他にご意見ございませんか。意見も尽きたようですので、これより、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1、番号2の案件について採決します。
会長	番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	よって、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 1、番号 2 の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第 6 議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	8 ページをお開きください。 高島市 農委議案 第 14 号 農地法 第 4 条の規定による許可申請について 9 ページをご覧ください。 番号 1 本件は、製材業を営む申請者が、現有施設が手狭であることから、隣接する法人へ貸し付けることにより、現事業用地の隣接地である田 1 筆を貸資材置場として整備するため農地転用申請するものです。 農地区分は、安曇川町中野地先の、団地規模がおおむね 10ha 未満であり、住宅等が連坦した区域に近接する農地であるため、第 2 種農地と判断されます。立地基準上は原則許可できませんが、現有施設の隣接地であり、資材を保管する上で、1,000 m²以上の土地が必要であります。当該地以外で代替地など適地がないため、やむを得ないと考えます。 被害防除については、雨水については、敷地内勾配により、集約し、隣接側溝に放流します。万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。 なお、今回農地法の許可を得ずに、昭和 50 年頃に、木材置場として農業以外の目的で利用を始めたことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、資料集の 11 ページから 13 ページをご参照ください。 以上です。
中川委員	10 番 中川です。現地も確認させていただきました。申請人は材木関係の会社を営営しておりますので、その会社の南側に隣接する土地を今回

事務局	資材置き場に転用されるものです。現地確認の結果、問題ないものと思われます。よろしくご審議お願いします。 番号 2 本件は、一般住宅を建築および収納場所を確保するための蔵について、畑 1 筆を農地転用申請するものです。 農地区分は、安曇川町四津川（藤江）集落内で、「住宅等が連坦している地域」に該当するため、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。 被害防除については、雨水排水については、自然浸透とします。 万一被害が生じた場合には、申請者が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、昭和 49 年に一般住宅、またそれ以前に蔵を建築したことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第 4 条第 2 項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 申請位置図等は、資料集の 13 ページから 15 ページをご参照ください。 以上です。
地村副会長	9 番 地村です。ただいま事務局の説明どおりでございますが、顛末案件でございます。本人も反省されておりまして、また現地も確認しました。よろしくご審議願います。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第 14 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」採決します。
会長	番号 1 の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙

	手」願います。
	全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	よって、議案第１４号「農地法第４条の規定による許可申請」のあった２件については、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	次に、日程第７ 案第１５号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
会長	事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	１０ページをお開きください。 高島市 農委議案 第１５号 農地法 第５条の規定による許可申請について １１ページをご覧ください。 １．所有権の移転 番号１ 番号１と番号２は、関連性がありますので、まとめてご説明させていただきます。 本件は、譲受人におきましては、妻と子２名とともに実家に居住しているものの、大変手狭であることから、田２筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は、安曇川町四津川（今在家）地先であり、団地規模がおおむね１０ha以上の農地であることから、第１種農地と判断しますが、申請地については、集団的に存在する農地を蚕食し、または分断するおそれがないと認められることから、例外規定による第１種農地と判断しました。 立地基準上は原則、許可できませんが、譲受人は、希望する実家近くの地域で一般住宅を建築するにあたり、土地を探したところ、申請地以外の土地では所有者と売買による合意ができなかったことから、やむを得ないと考えられます。

	被害防除につきましては、雨水排水は、北側の水路に放流し、雑排水は公共下水道に接続し排水します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である鴨川流域土地改良区との協議も整っているところです。 なお、今回農地法の許可を得ずに、既に敷地を造成してしまったことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、5月上旬から12月上旬までの予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の16ページから18ページをご参照ください。 以上でございます。
地村副会長	9番 地村です。ただいま事務局の説明とおりでございます。これにつきましても顛末案件でございますが、反省されておりまして。よろしくご審議願います。
事務局	番号3 本件は、市内で不動産業や建設業を営んでいる譲受人が、宅地の分譲をするため、田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第1種住居地域）」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除については、雨水は東側の既設道路側溝へ放流します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、4月下旬から8月上旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の19ページから21ページをご参照ください。 以上でございます。

日置委員	12番 日置でございます。ただいま事務局の説明どおりでございます。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	番号4 本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受人が、事業計画の一環として宅地分譲するため、田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 農地区分は「都市計画区域内の用途地域（第1種住居地域）」であることから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 今回の申請地で6区画の宅地分譲を計画しています。 被害防除については、雨水は、市道の前面道路側溝へ放流します。また、東側にL型擁壁を設置します。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。隣接土地所有者の承諾書も添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、4月上旬から6月下旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の21ページから24ページをご参照ください。 以上でございます。
小島委員	16番 小島です。この案件につきましては、17番 足立委員の担当案件ですが、本日欠席されておられますので、私から説明させていただきます。ただいま事務局の説明があったように、都市計画区域内にありまして、現地を確認したけれども問題なかったということでもあります。 以上です。
事務局	番号5 本件は、各種織物（燃糸）事業を行っています法人が、事業拡大として、工場を増設するにあたり現工場に隣接している田4筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。 なお、当該地は、農業振興地域内農用地、いわゆる青地でありましたが、令和4年11月10日付けで、除外が完了しております。 申請地は、高島市新旭町藁園地先であり、団地規模がおおむね10ha以上の農地であることから、「第1種農地」と判断されますが、現有施設の1/2を超えない範囲での拡張であり、立地基準上は、原則、許可できません

	が、申請地は、事業を継続していくにあたり、工場の機能および連動や利便性等を考慮したうえで最適であり、一体的に利用できることからやむを得ないと考えられます。 被害防除について、北側については、敷地内に水路を設けて下流へ放流します。 また、東側・西側・南側についても、敷地内に水路を設けて南側の土地改良区の水路へ放流します。 なお、建設予定の織布工場では、タイヤ構造の一部を構成するタイヤ用布を製造します。製造工程中に水処理は無いので、工場排水はありません。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 また、受益地となる新旭町土地改良区との協議も整っているところです。 なお、先般２月２７日（月）に新旭地区委員会を開催し、事業者より事業内容説明をしていただいております。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、４月上旬から１２月中旬までの予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２４ページから２７ページをご参照ください。 以上でございます。
東村委員	１８番 東村です。先ほど事務局から説明がありましたとおり、今回の転用面積は約５，３００㎡でございます。去る２月２７日に第１種農地２，０００㎡以上の転用案件として、新旭地区委員会を開催いたしました。事業者から説明を受けまして、隣接地としてやむなしと判断いたしました。どうぞご審議よろしく申し上げます。
小島委員	新旭地区委員長の小島です。ただいまの案件について補足説明させていただきます。いま事務局ならびに担当委員から説明があったように、去る２月２７日に地区委員会を開催いたしました。申請者、設計施工業者にご参加いただきまして、転用理由、施工方法について説明いただいた後に各委員からご意見をいただいたのですが、たくさんご意見が出ておりまして、すべて対処するという確約をいただきました。そのうえで各委員の方に了解を得た次第です。 以上です。

事務局	１２ページをご覧ください。 番号 6 本件は、現在、譲受人につきましては、実家に住んでおりますが、今春に結婚し実家を離れ、夫婦で住む一般住宅が必要なため、実家近くで一般住宅を建築できる場所を探していましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。周囲の農業者の方への影響が少ないと思われる当該地である田１筆を売買により、農地転用するものです。 なお、当該地は、農業振興地域内農用地、いわゆる青地でありましたが、令和４年１１月１０日付けで、除外が完了しております。 農地区分は、新旭町饗庭の岡集落付近であり、付近には民家が立ち並んでいることから、第２種農地と判断されます。 立地基準上は、原則、許可できませんが、先ほど申し上げましたとおり、実家近くの地域で一般住宅を建築するにあたり、土地を探していましたが、条件に合う土地が申請地以外の土地では所有者と売買による合意ができなかったことから、やむを得ないと考えます。 被害防除については、雨水排水については、西側と北側に側溝を設置し、東側の水路へ放流します。また、南側および東側についてもコンクリートブロックを設置して隣接地への雨水の流出を防ぎます。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、当初農業を行うことで農地を取得したものの、健康上の都合で農業を営むことができず管理が不十分であったことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、許可後から１０月中旬の予定です。 申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２７ページから２９ページをご参照ください。 以上でございます。
河原林委員	１９番 河原林です。事務局の説明とおりです。よろしくご審議願います。
事務局	２．使用貸借による権利の設定 番号 1 本件は、畑１筆を借り受け、一般住宅を建築するため、農地転用するも

	のです。 現在、市外に居住していますが、親の介護を含め、実家で家屋新築をするにあたり、当該地を選定しました。 農地区分は、安曇川町四津川（藤江）集落内であり、周りに住宅等があるため、「住宅等が連坦している」ことから、第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。 被害防除について、雨水排水は、自然浸透とします。 万一被害が生じた場合には、借り人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 なお、今回農地法の許可を得ずに、昭和35年に農作業小屋を建築し、その後、解体し更地となっていますが、砂利等が残存し、農地として利用できる状態でないことについて、申し訳ない旨の顛末書が添付されています。 農地法第5条第2項の一般基準の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。 工期は、3月下旬から、9月上旬の予定です。 申請位置図等は、資料集の30ページから32ページをご参照ください。 以上です。
地村副会長	9番 地村です。ただいま事務局の説明どおりでございます。これにつきましても顛末案件ということで反省されております。よろしくご審議願います。
会長	以上で説明が終わりました。 審議に入ります前にお願いしたいと思います。 番号5の案件につきましては、過日農振除外の時にこの委員会の中でいくつか問題提起があったところですが、立地的な問題、東側に適地があるのになぜ申請地なのかなど。農振除外については農業委員会としては許可相当という判断をさせていただいたところです。今回その案件の申請がなされたところですが、先ほど小島委員から地区委員会において、いろいろな意見が出されたが、事業者に承諾いただいたとご発言をいただきましたけれども、隣接地等々農地に関するいろんな質問があったかと推察するところですが、もう少し具体的に3つ4つ必要なところを絞っていただいて、こういう質問があって、申請者側からこういう答弁があったということを事前にお知らせいただきますと、審議進行上、有益になると考えておりますのでよろしくお願いします。

小島委員	転用する農地の東側の農道につきましては幅が狭いので、重機や盛り土等の搬入路に使用しないでくださいという意見がありました。それにつきましては、従来どおりの市道がありますのでそちらを使用しますとの回答がありました。また、将来的にこの農道自体に亀裂等不具合が生じた場合はどうしてくれるのかとの意見には、今後地域の改良組合と話をして対処させていただくという内容でありました。それと計画の中に緑地という部分がありますがこの部分はどうされますかとの問いには、今回は現状のままですけれども、将来は樹木を植えて緑化するという回答をいただきました。主なところは以上のようなことで、工場の建設につきましては、織物工場ですので工場排水は出ないとのことですし、雨水排水はＬ型排水路を設けるとのことで問題ないとの意見がありました。
会長	これより、議案第１５号「農地法第５条の規定による許可申請」について審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	意見、質疑が無いようですので、 これより、議案第１５号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。

	全員挙手
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	次に、「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は、「挙手」願います。
	全員挙手
会長	よって、議案第１５号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」６件、「使用貸借による権利の設定」１件については、申請のとおり許可することに決定しました。
	（１５番 萬木委員 入場・着席）
会長	ただいま、１５番 萬木委員が入場されましたが、今回の審議につきましては議案説明時に入場されておりませんでしたので、全員挙手は欠員２ということとなりますのでご了承願います。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。
会長	それでは、次に、日程第８ 案第１６号「高島市農用地利用集積計画の決

会長	まず、１７ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１０の案件について、審議します。
会長	法第３１条第１項の規定により、■番■委員の退席を求めます。 (■委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１０の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１０の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (■委員 入場・着席)
会長	次に、２１ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号４８の案件について、審議します。
会長	法第３１条第１項の規定により、■番 ■委員の退席を求めます。 (■委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し

会長	手から借り手」番号４８の案件について、採決します。 本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号４８の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 （ 委員 入場・着席）
会長	次に、１６ページから２８ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号９、番号１１から番号４７、番号４９から番号１０８の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号９、番号１１から番号４７、番号４９から番号１０８の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号９、番号１１から番号４７、番号４９から番号１０８の案件の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、２９ページから３３ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号１から番号３３の案件について、審議します。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号 1 から番号 33 の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から農地中間管理機構」番号 1 から番号 33 の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、34 ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 9 の案件について、審議します。
会長	法第 31 条第 1 項の規定により、 番 委員の退席を求めます。 (委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 9 の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号 1 から番号 9 の

	案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 (委員 入場・着席)
会長	次に、３５ページ、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１０から番号１６の案件について、審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１０から番号１６の案件について、採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、所有権移転各筆明細、「売り手から買い手」番号１０から番号１６の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	次に、日程第９ 議案第１７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。 農業政策課の説明を求めます。
農業政策課	農業政策課 堀居と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。３６ページをご覧ください。 今回申請がありましたのは、新旭地域で継続が１件となっております。それでは、申請につきまして説明させていただきます。 番号１の方でございます。農業経営改善計画の概要については３７ページをご覧ください。 ５年前の経営面積は１６０ａであり、これを２００ａまで拡大する計画を立てられていました。現状は１７０ａとなっております。現在、主として栽培されているスイカは多くを露地栽培されていますが、天候により生

	産量が左右されることもあることから、今後はビニールハウスを増設し、施設での栽培を増やし、生産を安定させていく目標を立てられています。 この案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査・指導し、各関係機関から同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。 これより、議案第１７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	５番 采野です。質問ですが、上の経営規模のスイカ、サニーレタス、キャベツの面積の中と下のビニールハウス８棟１，５００㎡とありますが、これはどこに入っていますか。
農業政策課	お答えします。今現在、サニーレタスとキャベツは露地栽培されているように聞き取りをしております、スイカは露地と施設の両方でされているので、ビニールハウスの面積はすべてスイカで施設栽培をされていると考えております。
采野委員	５０ａの中に１５ａが入っているということ？
農業政策課	はい、そうです。
采野委員	露地でやっているスイカとハウスでやっているスイカ、合わせて５０ａということ。
農業政策課	はい、今後はハウスを増設して経営を安定させるという見込みを立てられています。
会長	他にご意見、ご質問ございませんか。意見、質疑が尽きたようですので、これより、番号１の案件について、採決します。
会長	番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙

	手」願います。
	全員挙手
会長	よって、議案第１７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号１の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	それでは、次に、日程第１０ 案第１８号「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明に入らせていただきます。 ３８ページをお開きいただくとともに、本日配布させていただきました、高島市農業委員会非農地判断事務処理要領（案）をご覧ください。 高島市 農委議案 第１８号 高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定について 本要領につきましては、高島市が非農地の判断を円滑に実施することができるよう、定めるもので、適正な農地の確保に資することを目的としています。 農業委員、農地利用最適化推進委員による現地確認と所有者意向調査に基づき非農地と判断した農地等については、総会の議決により非農地判断を行うものとします。 なお、非農地の判断は、別に定める高島市非農地判断マニュアルによるものとします。 流れとしましては、土地所有者・権利者あてに、農業委員会において農地であるか非農地であるかの判断を事前通知により確認し、異議の申し出がなければ非農地通知書をもって登記簿地目の変更登記を行うよう要請するものです。なお、事前に法務局等との協議が必要となります。 また、非農地判断した農地につきましては、農地基本台帳から削除することとなります。 説明は以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。 基本的に申し上げますと昨年、みなさま方のご尽力により作成いただいた「耕作放棄地等の非農地判断マニュアル」を活用するための要領を高島市農業委員会で定めたというところですので、概ねはそのように受け止め

	ていただければというふうに思います。
会長	それではこれより、議案第 18 号「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定」について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
松村委員	2 番 松村です。要領第 3 条の 3 のただし書き「ただし、一筆のうち残りすべての部分について、農地法第 4 条または第 5 条の規定に基づく農業委員会会長の許可等」の「等」に入るものとして、例えば登記官照会による地目変更も含まれるのか、その辺りをお聞きしたい。
事務局	4 条、5 条許可に準ずるものとしては登記官照会ということになります。
会長	お断りしておきますけれども、第 3 条本文のところで「総会または部会」とありますが、基本的に高島市農業委員会は部会を置いておりませんが、県内の多くの市町が「土地部会」を設けておりますので、もし将来高島市も部会を設けることとなった場合を踏まえて、「総会または部会」というふうに明記させていただいております。この部会というのはそういう意味合いのものであるとお含み願います。
会長	他にご意見ございませんか。意見、質疑が尽きたようですので、これより、議案第 18 号「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定」について採決します。
会長	本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第 18 号「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領の制定」については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	先ほどの説明の中で、様式 1 号 第 3 条関係の書類とか、様式 2 号、3 号 第 4 条関係の書類がございます。これからはみなさま方がきちんと見ていただいて確認をした中で、マニュアル・要領に基づいて確認したものにつきましては、農業委員会事務局からこういうご案内をさせていただい

会長	て、総会で適応いたしましたら本人の承諾がなくても「非農地」ということで、農地基本台帳からは消えていくという判断になりますので、この点については隣接地等々の関係もございますので、この辺も十分お含みいただいてこうした案件がございましたらご審議いただきたい。ただ、農地でなくなりまして隣地が農地でありまして、その部分が農地でなくなったばかりに隣接の農地に影響が出る、要は4条5条の関係が多いと思いますけれども、農地でなくなったら何建ててもよい、平たく言うとそういうこともございますので、その辺も含めた中で適正なご判断をしていただかなければならないということを強く感じておりますので、この点につきましてみなさま方よろしくをお願いします。 以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 終了時刻 午後2時50分
-----------	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 12番 _____

議事録署名委員 13番 _____